

ASPサービス「新潟県CALSシステム」(胎内市実証実験) 利用規約

(目的)

- 第1条 NEC／TOiNX業務特定共同企業体(以下「当企業体」と称します。)は、この規約(以下「本規約」と称します。)に基づきインターネット上のウェブサイトを通じてASPサービス「新潟県CALSシステム」(胎内市実証実験)(以下、「新潟県CALSシステム(実証実験)」)といたします。)を提供します。
- 2 この利用契約は当企業体と利用者を当事者とする契約であり、その契約内容については当事者以外が関知するものではありません。

(定義)

- 第2条 本規約において使用される用語の定義は次の各号のとおりとします。
- (1) 「新潟県CALSシステム(実証実験)」とは、胎内市の委託を受け当企業体がインターネット上のウェブサイトで運用するCALSシステムをいうものとします。
 - (2) 「利用者」とは、本規約の内容を了承した上で当企業体と「新潟県CALSシステム(実証実験)」の利用契約を締結した者をいうものとします。
 - (3) 「対象工事」とは、利用者が「新潟県CALSシステム(実証実験)」を利用して実施する特定の工事および業務のことをいうものとします。
 - (4) 「対象工事関係者」とは、対象工事に発注者または受注者等の立場で係わり、利用者から「新潟県CALSシステム(実証実験)」の利用を許諾されたユーザをいうものとします。
 - (5) 「本サービス」とは、利用申込書にもとづき当企業体が「新潟県CALSシステム(実証実験)」を利用者および対象工事関係者の利用に供することをいうものとします。
 - (6) 「利用開始日」とは、利用申込に基づき当企業体が発行する利用開始通知が利用者に届いた日をいうものとします。
 - (7) 「クライアント機器等」とは、本サービスを利用するにあたって利用者および対象工事関係者において必要となる通信機器、コンピュータ機器、ソフトウェア、通信回線等をいうものとします。

(本サービスの利用開始)

- 第3条 当企業体は、「新潟県CALSシステム(実証実験)」の利用申込を受けた後、「利用開始通知書」(以下「利用開始通知書」と称します。)を利用申込者にメールにて送付するものとします。

- 2 当企業体が発行する利用開始通知書が利用申込者に到達した時点で、当企業体と当該利用申込者との間で、利用契約が成立するものとします。

(利用者の義務)

第4条 利用者および対象工事関係者は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 本サービスまたは関連資料をサービス利用の目的以外に使用する行為
- (2) 第三者に対する再使用許諾、権利移転、譲渡、担保に供する行為
- (3) 当企業体、原権利者または第三者の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害する行為またはそのおそれのある行為
- (4) 本サービスにより利用しうる「新潟県CALSシステム(実証実験)」を改ざん、リバースエンジニアリングする行為
- (5) 当企業体または第三者を誹謗し、中傷しまたは名誉を傷つけるような行為
- (6) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または書き込む行為
- (7) 当企業体または第三者の財産、プライバシーを侵害しまたは侵害するおそれのある行為
- (8) 本規約の規定に反する行為
- (9) その他法令に違反しまたは違反するおそれのある行為

- 2 当企業体は、利用者または対象工事関係者が前項各号の一に該当する行為を行っているか、または当該行為を行うおそれがあると判断した場合、利用者に事前通知することなく本サービスの全部または一部の提供を停止させることができるものとします。

(有効期間)

第5条 本規約の有効期間は、利用開始日から対象工事の竣工日までとします。

(保証および免責)

第6条 当企業体は、利用者に対し「新潟県CALSシステム(実証実験)」を利用させることができる権利を有するものとし、利用者から「新潟県CALSシステム(実証実験)」に不具合がある旨の書面またはメールによる通知を受けた場合には、自らまたは原権利者と協議のうえ不具合を解消するための合理的な努力を行うものとします。

- 2 本サービスの対象となる工事の運営管理および対象工事関係者の管理等については、すべて利用者の責任において行われるものです。本サービスは利用者ならびに対象工事関係者の特定の利用目的を満たすものであり、当企業体は、本サービスの利用結果については、自己の責に帰すべき事由による場合を除きいかなる保証も行わないものとします。
- 3 利用者は、「新潟県CALSシステム（実証実験）」に書き込まれた利用者および対象工事に関するデータについて自己の責任においてバックアップをとるものとします。当企業体は当該データの変質、滅失、毀損についていかなる責任も負いません。

（本サービスの中断）

- 第7条 当企業体は、次の各号の一に該当した場合には、やむをえない事由による場合を除き原則として事前に電子メールの送信、ウェブサイトへの掲載等の方法をもって利用者に通知することにより本サービスの提供をその必要となる期間、中断または停止することができるものとします。
- (1) 通信設備の保守もしくは工事、電力供給の中断または通信網の障害等やむを得ない事由による場合
 - (2) 当企業体が「新潟県CALSシステム（実証実験）」用サーバの稼働の安全性を高めるためまたは保守のために当該サーバを停止させる場合
 - (3) 当企業体が「新潟県CALSシステム（実証実験）」の保守または機能向上のためにシステムを停止させる場合
 - (4) 天災地変その他当企業体の責に帰すことができない事由による場合
 - (5) 利用者が利用契約にもとづく債務を履行しない場合

（本サービスの変更および中止）

- 第8条 当企業体が本サービスの内容の一部を変更、追加する場合には、当企業体は都度電子メールの送信またはウェブサイトへの掲載等の方法によりすみやかにその内容を利用者に通知するものとします。

(秘密保持および個人情報¹保護)

第9条 当企業体は、「新潟県CALSシステム（実証実験）」の運用に関わり取得する利用者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定、およびその他の関連法令を遵守し適切に保護します。

2 当企業体は、本サービスの提供に関連して知り得た利用者の個人情報を利用者への事前の承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、裁判所の発する令状その他裁判所の判断に従い開示する場合にはこの限りではないものとします。

3 当企業体は、利用者の個人情報を次の各号の一に該当した場合を除き、本人以外の第三者に開示または漏洩しないものとし、かつ、本サービス提供の為に必要な範囲を超えて利用しないものとします。

(1) 「新潟県CALSシステム（実証実験）」内で情報共有を行う目的で利用すること。

(2) ご本人確認、サービス料金の請求、本サービスの停止・中止・解除の通知に係ること。

(3) お問合せ・ご相談にお答えする場合。

(4) 裁判所の発する令状その他裁判所の判断に従い開示する場合。

4 利用者が本サービスを使用する場合は、利用目的以外の用途で個人情報を利用することはできないものとします。

当企業体の個人情報保護への取り組みにつきましては、以下のWebページをご参照下さい。

NEC『個人情報保護について』

<https://group.nec/global/ja/site/privacy/>

TOiNX『情報セキュリティの確保と個人情報保護』

<http://www.toinx.co.jp/company/activity/security/>

(クライアント機器等の設置および維持)

第10条 利用者は、自らの費用で本サービスを利用するために必要となるクライアント機器等を設置するものとします。

¹ 個人情報とは、本サービスを利用するため申込書に記載された情報およびサービスの提供を通して知り得た利用者の情報をいいます。

- 2 利用者は、本サービスを利用するにあたって支障を来たさないよう、自らの負担と責任において、クライアント機器等を正常に稼働させるよう維持し、その選択したプロバイダーを経由して「新潟県CALSシステム（実証実験）」にアクセスするものとします。

（対象工事関係者の本サービスの利用）

第11条 利用者は、利用契約の有効期間中、対象工事関係者に本サービスを利用させることができるものとし、本サービスを利用させるにあたっては、対象工事関係者に対し、本規約の内容を承諾させ、遵守させるものとします。

（ユーザIDおよびパスワードの通知）

第12条 当企業体は、利用開始日までに利用者および対象工事関係者に対しユーザIDおよびパスワードを通知するものとします。

- 2 利用者は、ユーザIDおよびパスワードを対象工事関係者以外の第三者に利用させ、貸与、譲渡、売買、質入等いかなる処分もしてはならないものとします。
- 3 ユーザIDおよびパスワードの管理不十分、使用上の過誤、対象工事関係者以外の第三者の使用等による損害の責任は利用者が負うものとし、当企業体はいかなる責任も負わないものとします。
- 4 利用者は、ユーザIDおよびパスワードが盗まれたり、対象工事関係者以外の第三者に使用されていることを知った場合には、直ちにその旨を当企業体に連絡するとともに、当企業体から指示がある場合には、これに従うものとします。

（本サービスの提供時間帯）

第13条 本サービスの提供時間帯は、第7条の規定にもとづく本サービスの中断期間を除き、1年365日（閏年の場合は366日）、毎日24時間とします。

- 2 本サービスに付帯するヘルプデスクサービスの提供時間帯は、電話受付の場合は平日の午前9時00分より午後6時00分まで、電子メール受付の場合は、毎日24時間とします。ただし、電子メール受付の場合の回答は、原則として当企業体の翌営業日以降とします。

（契約の解除）

第14条 当企業体または利用者は、相手方が本規約に基づく債務を履行しない場合には、相当の期間を定めて履行の催告を行い、なおも履行がなされないときは、書面による通告をもって利用契約を解除できるものとします。

- 2 前項にかかわらず、当企業体または利用者が次の各号の一にでも該当した場合には、相手方は何らの通知催告を要せず、本規約を解除できるものとします。
- (1) 支払いの停止または破産、会社更生、特別清算もしくは民事再生手続きの申立があったとき
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (3) 仮差押さえ、差押さえ、仮処分または競売手続の開始があったとき
- 3 サービス料金は、当企業体の責により利用契約が解除された場合を除き、当企業体から利用者に返還されないものとします。
- ただし、発注者が対象工事を中止したり、あるいは対象外であると認めた場合には、この限りではありません。

(支払い条件)

- 第15条 当企業体は、第3条の利用契約の成立をもって、新潟県が定め胎内市が承認したCALSシステム利用登録料を利用者へ請求するものとします。
- 2 CALSシステム利用登録料については、利用者は、第16条に定める方法により、当企業体に支払うものとします。
- 3 利用者は、CALSシステム利用登録料に対し消費税法および地方税法所定の税率を乗じて算出された消費税等をCALSシステム利用登録料とともに当企業体に支払うものとします。なお、当該料金等の振込に係る費用は、利用者の負担とします。

(代理受領)

- 第16条 利用者は、当企業体の委任を受けたNECキャピタルソリューション株式会社（以下「NECキャピタルソリューション」と称します。）からの請求に基づき、当企業体に支払うべきCALSシステム利用登録料をNECキャピタルソリューションからの請求を受けた翌月末日までに、銀行振込によりNECキャピタルソリューションに対し支払うものとします。なお、当該料金等の振込に係る費用は、利用者の負担とします。
- 2 第9条第1項乃至第3項の定めは、NECキャピタルソリューションにおいても適用されるものとします。
- NECキャピタルソリューションの個人情報保護への取り組みにつきましては、NECキャピタルソリューションのホームページをご参照ください。
- 3 第1条第2項、第4条第1項第5号、同第7号、第18条および第19条の定めは、NECキャピタルソリューションに対しても適用されるものとします。

(規約の変更)

第17条 当企業体は、次の各号の一に該当する場合には、契約者の承諾を得ることなくこの規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は、変更後のこの規約によります。

- (1) この規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) この規約の変更が、利用契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性およびその変更内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 当企業体は、本条第1項によるこの規約の変更をするときは、その効力発生日の7日前までに、この規約を変更する旨および変更後のこの規約の内容並びにその効力発生日を、新潟県CALSシステムのウェブサイトに掲載するものとします。
- 3 契約者は、本条に基づくこの規約の変更に不服があるときは、本条第2項に定める効力発生日までに、新潟県CALSシステムのウェブサイトに掲載する問い合わせ窓口から、当企業体に対して異議を通知することができるものとします。当該通知が本条第2項に定める効力発生日までに当企業体に到達した場合、契約者と当企業体との間の利用契約は、当該効力発生日の到来をもって終了するものとします。
- 4 契約者は、本条第3項に定める通知が当企業体に到達した時点において未払いの利用料金がある場合には、本条第2項の効力発生日までにこれらを支払うものとします。

(管轄裁判所)

第18条 当企業体および利用者は本規約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

(協議)

第19条 本規約に定めのない事項または本規約の履行につき疑問を生じた場合には、当企業体および利用者は誠意をもって協議し、円満解決を図るものとします。

以下、余白